

多文化共生社会の推進に関する提言書 補足資料

平成23年7月13日（14日）

外国人集住都市会議

【提言の背景・理由】

(1) 日本語で生活できるための施策について

各自治体では、日本語教育支援策をそれぞれの特徴を活かして実施しているが、自治体や外国人支援団体等による取り組みだけでは限界があるため、本事業による地域の日本語指導者やコーディネーターの養成、日本語教室の実施に頼るところも大きいことから、この事業の継続および利用しやすい制度への拡充が必要である。

また、日本語教育推進会議等や検討会においては、日本語能力等の評価基準の作成や日本語教員の養成・研修に関する検討についてできるだけ早期に結論を出すとともに、外国人住民の日本語学習に対するインセンティブとなる制度の創設に向けた議論を進めることも必要であり、国が日本語教育の推進体制の整備や日本語習得機会の保障などの具体的な制度設計を早期に行なうことを検討されたい。

(2) 子どもを大切に育てていくために必要な施策について

- ① 外国人児童生徒の多くが、将来にわたって日本で生活していく上で、日本語を習得することが重要である。各地域では、日本語教室を設置してその指導にあっているが、日本語教室を担当する教員の多くは児童生徒の母国語を話すことができないため、支援員の配置が不可欠である。各自治体においては、支援員による児童生徒への指導支援および保護者との信頼関係の構築などにより、公立学校の受け入れ体制の整備が図られている。一人ひとりの子どもへのきめ細かな指導のためには、この事業の継続実施とともに、外国人の子どもの教育に取り組む全ての市町村に対しても支援が充実される必要がある。

また、支援員の雇用にあたり「緊急雇用創出事業」を活用している市も多いので、継続的に雇用できるような支援を検討されたい。

- ② 今回の震災により、依然として厳しい社会情勢が続く中で、平成21年度に実施された帰国支援事業を利用して出国した日系人が再来日することが予想されるが、現在の雇用情勢が続けば外国人が安定した職を得られない可能性も高い。その場合、就学が義務とされていない外国人児童生徒については、保護者の生活状況によって不就学や不登校となるおそれがある。また各自治体では、特に日本語能力に起因する不登校傾向の児童生徒への教科学習の必要性や就学前、学齢超過した子どもの受入や高校進学への難しさなどの多くの課題がある。この事業を活用して日本語学習や教科学習の充実を図ることにより、不就学を減らすこと、公立小中学校への円滑な編入、高校への

進学、また実施団体が地域との連携が図れたなどの実績があがっていることから、世界同時不況にともなう3年間の期限付の事業とされている本事業について、平成24年度以降も継続実施されたい。

なお、学齢超過や南米日系人以外の積算対象外となっている子どもについても積算対象とすることや在籍期間の延長など、実施団体や外国人が集住する市町村へのヒアリングを十分に行ない、それぞれの地域課題に応じて実施ができるよう検討されたい。

(3) 安定して働くために必要な施策

- ① 定住外国人が就労に必要な日本語や労働関係法令等の知識を習得することは必要不可欠であり、継続して学習できる恒久的な仕組みづくりが重要である。特に未だ厳しい経済状況の中で「日系人就業準備研修」は緊急的な措置ではあるが、これまで日本語習得の機会を得ることが少なかった外国人住民にとって、今後の生活や就労に大きな意味をもつものである。

この研修は、外国人求職者の就労支援として重要な役割が期待されるが、一部地域では各種日本語講習と競合するなどの問題も見られる。そこで平成24年度以降、就労に必要な実践的日本語能力の評価基準を導入するとともに、雇用保険に加入または失業給付を受給する外国人の雇用対策と位置づけての研修の制度化と実施のための財源確保について検討されたい。

- ② 厳しい雇用情勢の下で、外国人求職者にとっては就職につながりやすい資格取得が極めて重要な意義を持つようになっている。外国人住民が、日本人と同じように職業訓練を受講することは難しいため、日本語に配慮した技能習得や資格取得のための職業訓練等を受けることは、外国人住民の就労条件を有利にし、多くの選択肢を生み出すものであるため、継続実施とともに、研修や訓練を受講した外国人住民が、適正に就労できるよう国として企業へ働きかけることも必要である。

- ③ 今般の経済不況や震災の影響を受け、製造業への打撃も大きく、外国人住民が解雇された事案も少なからずあることから、今後もハローワークの果たす役割は大きい。そのような状況をふまえ、ハローワークへの通訳・相談員の配置や日系定住外国人専門の相談・援助センターは今後も必要と考える。また、自治体とハローワークの協力は重要課題であり、このため法制整備を含め検討し、ワンストップ・サービスの運営改善を図るよう求める。

(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策

今回の東日本大震災では、各自治体や民間団体などがそれぞれの判断で適宜多言語に翻訳することとなり、各自治体においては外国人住民への迅速で正確な情報提供のあり方が課題となった。地震や原発事故などに関する国の情報の多くは日本語のみであり、情報の正確性や提供の効率性の観点から問題と考える。

災害発生時の国による一元的な情報発信は危機管理の基本である。定住外国人施策ポータルサイトなど国による正確かつ迅速な情報提供は、各自治体や外国人支援者にとって必要不可欠なものであり、それらの対応をいただいているところであるが、今後、外国人が多数居住する関東や東海地方などでも大地震の発生が予想されており、国が多言語による災害情報を迅速に提供できるような媒体の整備や仕組みなどを充実させたい。

また、来年度からの外国人住民に関する住民基本台帳制度や社会保障協定の改正にもなう新制度への円滑な移行についての情報提供も喫緊の課題であることから、早急な対応が必要である。

(5) その他、多文化共生社会推進のための提案事項

経済不況により平成21年度から平成23年度の期間限定で実施された事業ではあるが、今般の東日本大震災により製造業への打撃も大きく、外国人住民が解雇された等の事案も少なからずあることから、今後も雇用への対策は必要である。

また、集住都市会議会員都市の多くは本事業を活用して多くの通訳や巡回担当員、外国人児童生徒の支援員を雇用し、未だ厳しい経済環境や震災に伴い増加する事案に対応していることから、平成24年度以降も当該交付金・事業を外国人失業者に配慮した雇用創出事業と位置づけて制度化するなど地域雇用対策の維持・拡充を図られたい。